

都道府県ビジョンご担当者 御中

自治体「ビジョン」の見直しについて

平成28年5月
経済産業省自動車課

1. 自治体「ビジョン」を振り返って

- 平成24年度補正予算に合わせ、平成25年4月～9月に策定。平成26年度補正予算でも活用。

〔成果の例〕

- ・47都道府県で電気自動車向け充電器設置計画が初めて策定された。
- ・補助事業と連動し、補助率が上がるため、自治体主導の設置営業が可能となった。
- ・その結果、47都道府県担当部署を窓口とし、EV・PHV及び充電器が一定程度普及した。

〔課題の例〕

- ・6つの選定基準はあったものの、経路充電に限らず目的地充電も含めて混在したため、自治体によって目標設置基数に大幅な地域的な差が生じた。
- ・設置者のニーズ次第で、設置計画がその時々に変更・拡大する傾向があり、必ずしも長期的な視点に基づいた計画的に必要な設置計画となっていない場合があった。
- ・現時点の設置基数が当初設定時のビジョンの目標に近づいており、2020年を見据えて、現状の点検と今後の展望を検討する好機であると考えた。

➤ ビジョンにおける目標設置基数（箇所数）の推移

22, 523基（箇所）（平成25年9月） → 28, 821基（箇所）（平成27年12月）

➤ ビジョンの進捗状況

〔総数〕 28, 821基（箇所）

〔付与数〕 19, 802基（急速6, 386基、普通13, 416基）

〔補助金申請〕 16, 186基（急速4, 882基、普通11, 304基）

〔ディーラー 2, 126基、宿泊施設 1, 782基、商業施設 1, 159基
コンビニ 1, 023基、自治体庁舎 586基、道の駅 508基 等〕

2. 充電器の役割・考え方について

役割	定義	利用シーン	考え方	主な設置場所
公共用 充電器	あらゆる車両が 利用可能な充電器	経路充電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等。 ・ 短時間の充電が可能な急速充電器が利用されることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路SA・PA ・ 道の駅 ・ コンビニエンスストア ・ 自動車販売店 <p>等</p>
		目的地充電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等。 ・ ある程度まとまった時間の駐車が想定されるため、コストが抑えられる普通充電器が利用されることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設 ・ 大規模商業施設 <p>等</p>
非公共用 充電器	限られた車両のみが 利用可能な充電器	基礎充電	<ul style="list-style-type: none"> ・ EV・PHVの所有者の自宅や事業所、勤務先の駐車場など、車両の保管場所で行う充電のこと。 ・ 普通充電器(主に200Vコンセント)が利用されることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅 ・ 共同住宅 ・ 職場 <p>等</p>

(注) 個々の充電器の設置場所の状況によって、経路充電に普通充電器を、あるいは逆に目的地充電に急速充電器を活用する場合もあり得る。また、経路充電と目的地充電を兼ねる充電器もある。

(ご参考)「EV・PHVロードマップ」(平成28年3月23日公表)

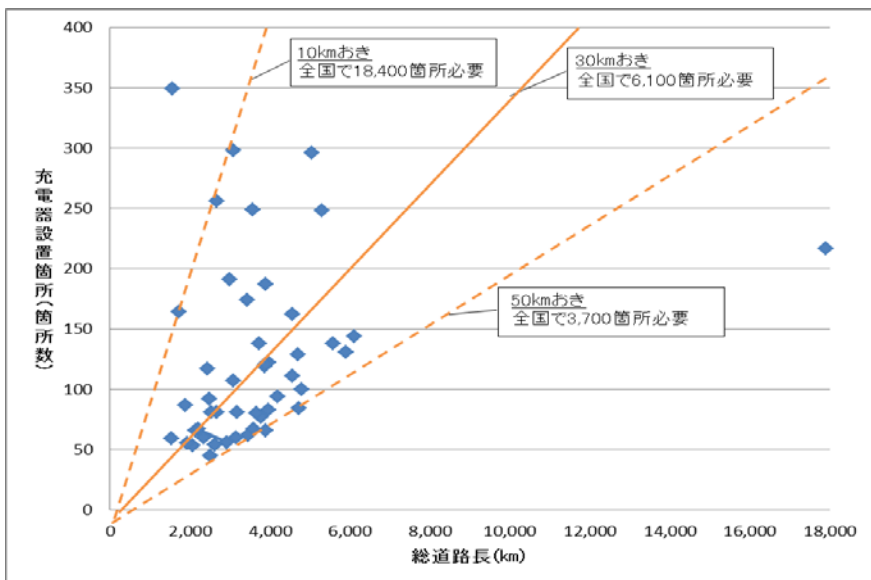
● EV・PHVの普及台数目標

2020年に国内保有台数を最大100万台とすることを新たに目標として設定。

● 充電インフラの整備方針

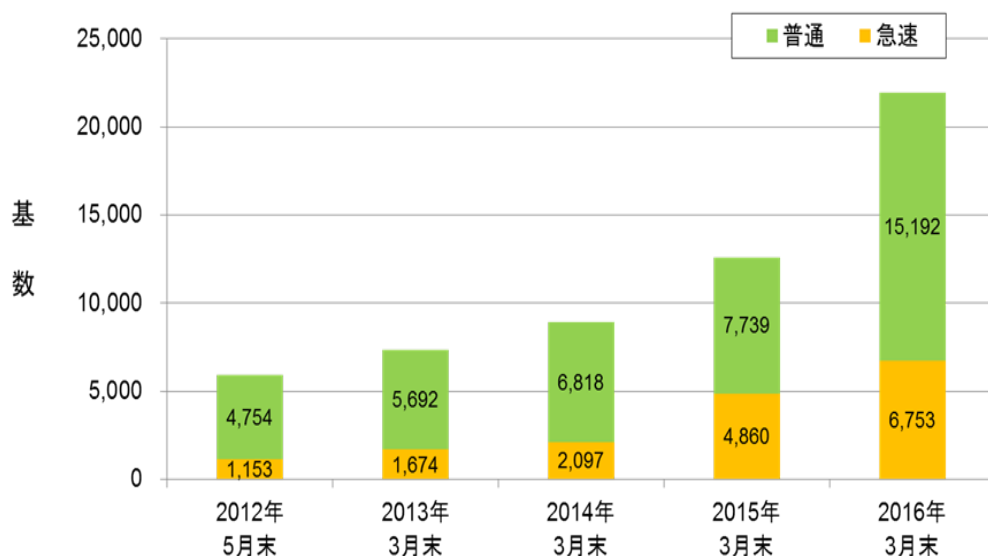
- 公共用の充電器については、電欠の懸念を払拭するため空白地域を埋めるとともに、道の駅や高速道路SA・PA等のわかりやすい場所に計画的に設置する最適配置の考え方を徹底。また、大規模で集客数の多い目的地から重点的に設置を促進。
- 非公共用の充電器については、国民の約4割が居住している共同住宅への設置がEV・PHVの潜在市場の掘り起こしに向けて極めて重要。

■ 都道府県別 急速充電器設置基数



(チャデモ協議会ホームページを参考に作成)

■ 充電器の整備状況



(ゼンリン調べ) 3

3. ビジョンの見直しの背景と方針概要

<ビジョン見直しの背景>

- 先に取り纏められたEV・PHVロードマップ検討会報告書では、2020年までのEV・PHVの普及台数目標を最大で100万台（現在14万台）を目指すとされました。
- 経路充電は、空白地域を埋めるとともに、計画的に設置する「最適配置」の考え方を徹底する必要があり、また、目的地充電は、大規模で集客数の多い目的地から重点的に設置を促進すべきである、とされました。
- これまで以上に計画的な整備が求められる中、地域におけるこれまでの経緯や実情を勘案することも含め、過去の補助事業で設置された充電器の現状を踏まえて、改めてビジョンを見直すことが適当と判断されました。

<ビジョン見直し方針概要>

- 2020年までの充電器設置計画を策定する。
- 充電器役割の考えをもとに、経路充電と目的地充電別に設置目標を設定する。
- 経路充電に関しては、既存充電器設置情報をもとに充電器の空白地域を特定する。
- 目的地充電に関しては、集客施設を中心に2020年までの設置目標を策定する。

4. 【経路充電】（主に急速充電器）

〔考え方及び選定方針〕

- 経路充電は、既存充電器の設置状況を踏まえ、最適配置を考慮して空白地域に充電器の設置目標を立ててください。
- また、充電器の空白地域ではない場合であっても、充電渋滞回避等の必要性がある場合には、既存充電器に加えて追加設置の目標設定も可能とします。

空白地域の考え方

主要道路30km毎に、最低1基を必須とする

充電渋滞の考え方

既設充電器が充電渋滞が見込まれる場合は、主要道路30km毎に2基目設置を可とする

※主要道路とは、国道・県道を指し、必要に応じて地域交通における重要な道路も含む

※今回の見直しでは、高速道路SA・PAは考慮しない

※充電渋滞とは、月200回以上利用されている状況を目安とする

※道の駅は、重要な防災拠点となり得るため、上記の考え方によらずビジョン設定可能とする

〔ビジョン見直しのゴール〕 ※具体的な作業完了のイメージは後述

- 既存に設置された充電器のうち、経路充電の充電器を選別して特定（箇所及び数）
- 今後設置を計画する経路充電の充電器（これを経路充電の「ビジョン」という）を、空白地域、充電渋滞、道の駅に分けて特定（箇所及び基数）
- また、今後設置を期待したい充電器（ビジョン）に関しては、設置箇所の具体施設名を設定頂きます。なお、例えば、空白地域の具体的施設がない場合等を特定して記載することが難しい場合には、具体施設名（または具体主要道路）の周辺●kmという記載も可とします。

5. 【目的地充電】（主に普通充電器）

〔考え方及び選定方針〕

- 目的地充電は、多くの潜在的なユーザーにEV・PHVの利便性向上を実感させるために、ある程度大規模で集客数が多い目的地から重点的に設置を働きかけることが効果的と考えます。既存充電器を踏まえ、2020年末迄に自治体における目標を作成します。

対象施設	対象施設事例	目的地充電の基数目安
商業施設	ショッピングセンター・百貨店・GS・コンビニ	駐車可能台数に対する基数目安 ～ 333台 1基 ～ 1444台 6基 ～ 555台 2基 ～ 1666台 7基 ～ 777台 3基 ～ 1888台 8基 ～ 999台 4基 ～ 2111台 9基 ～ 1222台 5基 ～ 2333台 10基
宿泊施設	ホテル・旅館	
観光施設	自然施設・歴史施設・温泉施設	
遊戯施設	遊園地・動物園・水族館・レクリエーション施設	
公共施設	自治体所有施設・公園・病院	

上記施設の敷地内または附属する駐車場施設（提携駐車場を含む）

※それぞれの施設の駐車場可能台数の1.5%及び稼働率30%を目安

※上記対象施設の要件目安に合致しない場合であっても、自治体としてEV・PHVの相当な普及に資すると判断する場合には、選定可能とする。

〔ビジョン見直しのゴール〕 ※具体的な作業完了のイメージは後述

- 既存に設置された充電器のうち、目的地充電の充電器を選別して特定（箇所及び基数）。
- 今後、設置を計画する目的地充電の充電器（これを目的地充電の「ビジョン」という）を市町村単位で設置希望箇所および基数の目標を設定。
- その際、希望する設置計画の箇所（施設名）を具体的に特定して頂きます。なお、特定した場所の情報は、あくまで自治体とNEV及び経済産業省との間で共有の上、経済産業省が次年度の予算要求に役立てることが目的です。また、許可なく公開するものではありません。

6. ビジョン見直しの作業完了のイメージ

完成後のビジョンのイメージ

<経路充電>

既設経路充電 ●箇所 (●基)、
 経路充電 (空白地域) ●箇所 (●基)

経路充電(空白地域)

コンビニ A (●●県●●市●●1-2-3) 1基
 自動車販売店 B(●●県●●市3-4-5) 1基
(.....) ..基

経路充電 (道の駅) ●箇所 (●基)

経路充電(空白地域)

道の駅 C (●●県●●市●●2-3-4) 1基
(.....) ..基

<目的地充電>

既設目的地充電 ●箇所 (●基)

新規目的地充電 ●箇所 (●基)

新規目的地充電 内訳

自治体A市 ●箇所(●基)
 自治体B村 ●箇所(●基)
 自治体C町 ●箇所(●基)
 (..基)

【経路充電ビジョン作成時の参考図】



【自治体目標箇所及び基数の内訳:経済産業省との間で施設目標箇所を可能な範囲で共有】

目的地充電(自治体A市)

商業施設D (●●県A市●●3-3-4) 1基
 商業施設E (●●県A市●●4-3-4) 1基
(.....) ..基
(.....) ..基

目的地充電(自治体B村)

商業施設F (●●県B村●●5-3-4) 1基
(.....) ..基